

名称 : 「プロジェクシオンナットの供給方法とその装置」 事件

侵害差止等請求事件

大阪地裁 : 判決日 26年7月24日、平成24年(ワ)第10746号

判決 : 請求棄却

キーワード : 被告製品を示す証拠の疑義

[概要]

被告製品と認めることができず、構成要件Eに相当する構成を備えていないため技術的範囲に属しないと判断されて請求棄却された事案である。

[訂正審決で訂正された請求項2の文説]

A 円形のボウルに振動を与えてプロジェクシオンナットを送出するパーツフィーダと

B このパーツフィーダからのプロジェクシオンナットをストッパ面に当てて所定位置に停止させ、

C その後、供給ロッドのガイドロッドをプロジェクシオンナットのねじ孔内へ串刺し状に貫通させてプロジェクシオンナットを目的箇所へ供給する形式のものにおいて、

D 正規寸法よりも大きいプロジェクシオンナットを排除し正規寸法あるいはそれ以下のプロジェクシオンナットを通過させる計測手段をパーツフィーダの送出通路に設置し、

E ストッパ面に位置決めされた正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットを供給ロッドの進出時にその先端部で弾き飛ばすガイドロッドの外径は正規寸法のプロジェクシオンナットのねじ孔の内径よりもわずかに小さく設定されていると共に正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットのねじ孔の内径よりも大きく設定されている

F ことを特徴とするプロジェクシオンナットの供給装置。

[争点]

(1) 被告製品が本特許発明の技術的範囲に属するか

裁判所で判断されていないため、争点(2)～(4)は省略。

[原告の主張]

被告製品の構成eは、構成要件Eに相当し、被告製品は、構成要件Eを充足する。

被告製品が、「正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットを供給ロッドの進出時にその先端部で弾き飛ばす」ことについては、次のとおりである。

ア 「弾き飛ばす」の意義

被告製品において、正規寸法より小さいナットが「はねて、空中を移動する」場合もあれば、ガイドロッドの前進が途中で停止し、ナットがヒンジカバーとジェットピンに挟まれたロック状態となる場合もあり得る。そして、これらを区別して解釈しなければならない理由は、本件明細書には存在しない。したがって、「弾き飛ばす」とは、「ガイドロッドの先端部がプロジェクシオンナットの上面に当たった結果、プロジェクシオンナットが串刺しにされず、目的箇所に供給されなくなることをいう。

イ 仮に、ガイドロッドの前進が途中で停止し、ナットがヒンジカバーとジェットピンに挟まれたロック状態となる場合が「弾き飛ばす」に該当しないとしても、次のとおり、被告製品は、「弾き飛ばす」構成を有しており、構成要件Eを充足する。

(ア) M6ナットにM5ナットが混入した場合、ロッドの進出時にジェットピンの先端部分でM5ナットを弾き飛ばすから、平成12年製品は、構成要件Eを充足する。

(イ) M8ナットにM6ナットが混入した場合、正規寸法よりも小さいM6ナットは、ガイドロッドの進出時にジェットピンの先端部で弾き飛ばされるから、平成17年製品は、構成要件Eを充足する。

(ウ) 平成24年製品の実験では「正規寸法よりも小さなプロジェクションナット」を用いたものであるとは証明されていない。また、ナットが進出する速度と、ジェットピンの前進速度とを調整することにより、フランジ部分に次のナットが引っ掛からないようにすることは可能である。被告による事実実験の結果から、「正規寸法よりも小さなプロジェクションナット」一般において同様の結果が生じるとの結論を導くことはできない。また、スピンドル及びノーズピンは消耗品であり、平成24年製品や平成15年製品のそれらは交換されている疑いがある。したがって、平成24年製品及び平成15年製品についての実験結果から、被告製品の構成を認定することはできない。

[被告の主張]

被告による被告製品の構成。

- a マグネットホルダーの磁石の磁力によってプロジェクションナットを吸着して送出する選別機を備え、
- b この選別機からのプロジェクションナットを供給ホースによって供給ユニットの先端ブロックの底面に当てて所定位置に停止させ、
- c その後、供給ユニットのロッド先端のジェットピンをプロジェクションナットのねじ孔内に貫通させてプロジェクションナットを目的箇所へ供給する形式のものにおいて、
- d 選別機に設置した選別片により裏返ったプロジェクションナットを排除して正姿勢のプロジェクションナットだけを通過させる選別片を選別機に設置し、
- e ジェットピンの外径(4.64mm)は正規寸法であるM6のプロジェクションナットのねじ孔の内径よりも小さく設定されていると共に正規寸法よりも小さなプロジェクションナット(M5)のねじ孔の内径よりも大きく設定されている
- f ことを特徴とするプロジェクションナットの供給装置

(4) 被告製品では、プロジェクションナットがヒンジカバーとジェットピンとに挟まれた状態となり、正規寸法より小さいナットを「弾き飛ばす」とはいえず、被告製品の供給ユニットは「供給ロッドの進出時にその先端部で弾き飛ばすガイドロッド」を備えていないから、被告製品は構成要件Eを充足しない。

ア 「弾き飛ばす」の意義

構成要件Eの「弾き飛ばす」とは、「確実にはねて、空中を移動する」と解釈されるべきである。

イ 平成12年製品は、原告らが勝手に、被告製品を改造し、あるいは被告製品を模して製作した模造品である疑いが強い。

ウ 弁護士法23条の2第2項による照会に対し、平成17年製品を現在保有している●●●●の担当者がどのような状態を「弾き飛ばす」に該当すると理解して回答したか、そのほかの者が改造、修理、部品の交換を行っていないかが不明である。

エ 事実実験を実施したところ、供給ユニットのロッドが前進を開始しても、その前進が途中で停止し、M5ナットがヒンジカバーとジェットピンで挟まれるロック状態となり、プロジェクションナットが「はねて」もいないし、「空中を移動」してもいないことが確認された。平成24年製品も平成15年製品も、被告が製造した後、修理、改造及び部品交換は行っていない。平成15年製品のガイドロッドの進出速度は、平成24年製品とほぼ同じである。被告製品は、平成15年の時点においても平成24年の時点においても、その機構に変わりはない。したがって、被告製品は、構成要件Eの「弾き飛ばす」ことをしておらず、構成要件Eを充足しない。

[裁判所の判断]

被告製品が本件特許発明の構成要件Eに相当する構成を備えていると認めるに足りる証拠はなく、被告製品は、本件特許発明の技術的範囲に属するものとはいえない。

1 「弾き飛ばす」の意義

「弾き飛ばす」とは、供給ロッドのガイドロッドが、その進出時に、ストッパ面に当たって所定位置に停止した正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットのねじ孔内へ串刺し状に貫通せずに、ガイドロッドの先端部を当該ナットの上面やねじ孔の角部に当てて、当該ナットをはねて、空中を移動させて落下させることによって、当該ナットを排除するという動きを意味すると解される。正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットが、ヒンジカバーとジェットピンで挟まれ、停止したままの状態（ロック状態）は、当該ナットを排除しているわけではなく、「弾き飛ばす」とはいえない。

2 被告製品の構成及び構成要件充足性

現在の平成12年製品と平成17年製品が、製造当時のものと同じ構成であると認めることはできず、被告製品が、本件特許発明の構成要件を充足するとの原告らの主張を認めることはできない。

(1) 平成12年製品

平成12年製品は、正規寸法よりも小さいプロジェクシオンナットを弾き飛ばす構成を備えているが、ジェットピンの形状が被告製品のものとはいえず、平成12年製品によって、被告製品の構成を認定することはできない。

ア 平成12年製品の構成（プロジェクシオンナットを弾き飛ばすこと）

イ 平成24年製品及び平成15年製品の構成（プロジェクシオンナットを弾き飛ばさないこと）

ウ ジェットピンの形状の比較

平成12年製品のジェットピンのフランジ部分の角がなだらかなテーパー状になっているのに対し、平成24年製品及び平成15年製品のジェットピンのフランジ部分の角が直角になっている。加えて、平成11年に製造されたNUT FEEDER（製造番号M6-98、型式NS-ARF）も、ジェットピンのフランジ部分の角が直角になっている（乙33の1・2）。以上によると、むしろ、被告製品のジェットピンの形状は、一貫して、フランジ部分の角が直角になっていることが認められる。

また、平成12年製品を保有する●●●●の担当者による平成25年10月23日付けの陳述書（甲20）には、平成12年●●●●に平成12年製品を購入した当時、スピンドルの先端の形状が平成12年製品を撮影した写真のとおりであり、平成20年9月頃に原告会社に貸与するまでの間、部品の交換、修理、改造をしたことはない旨が記載されている。しかし、上記の陳述書は、平成12年製品を保有する●●●●の社員から聞き取った内容を記載したにとどまり（甲24）、上記の記載内容によって、当該社員が約13年前に購入した平成12年製品のジェットピンの形状まで記憶しており、製造された当初から平成12年製品のジェットピンのフランジ部分がなだらかなテーパー状であったと認めることはできず、ほかにそのような事実を認めるに足りる証拠はない。

エ プロジェクシオンナットを弾き飛ばすか否かを決める原因

ジェットピンの形状の違いが、正規寸法よりも小さいナットを弾き飛ばすか否かに違いが生じる原因となっていると考えられる。

